

民衆の声  
ボイス

公明党 横浜市会ニュース

# VOICEよこはま

公明党横浜市会議員団 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL 671-3023 FAX 681-2060 <http://www.yhkomei.com/> E-mail:shikai@yhkomei.com

賛成多数で市民協働条例が可決された(6月21日本会議場)

**公明リードの議員提案条例**  
公明党が主導して提案した「横浜市市民協働条例」が公明、自民、民主、みんなの党、共産、ヨコハマ会の全ての会派の賛成によ

今回の「市民協働条例」は、横浜市会として議員から提案した本格的な政策条例です。また、既存の条例を全部改正する議員からの提案は全国的に珍しい試みです。さらに、見直し条項を明記したことも横浜市の条例として初めてのことです。

## 市民と行政の 真のパートナーシップめざして

# 「横浜市民協働条例」を市会本会議で可決!

り、6月21日、横浜市会で可決されました。

### 既存の条例を全部改正

この条例は、市民協働事業の4本柱である「契約による協働」「行政の応分負担」「自主自立事業」

提案理由を説明する  
和田卓生議員

「提案制度」を全国で初めて規定した条例です。

また、市長の提案だった既存の「横浜市市民活動推進条例」を全部改正して、「横浜市市民協働条例」としました。

### 3年ごとに見直し

さうに、全国でもあまり例のな

い「見直し条項」を取り入れ、3年ごとに条文を見直すことにして、常に社会の状況に適合するように工夫されています。

**【団長談話】**

公明党市会議員団 団長 仁田 昌寿 市民協働の現場から

制度の不備を指摘する声が寄せられていましたが、新条例の制定で、必要な基本事項の規範が整いました。今後、横浜市が協働型社会へと進展することを期待しています。

また、議員が提案し議員間で質疑した結果、大多数の賛同が得られたことは、議会のあり方として意義あることと考えます。



質問に答える齐藤伸一議員

\*2面へ続く\*

## 災害に強い「防災モデル都市」横浜をめざす

### ヨコハマ・リフレッシュ計画を推進



設置状況を観察  
(6月8日象の鼻パーク)

#### 津波警報伝達システム

気象庁発表の津波警報を受けて、自動的に緊急情報を一斉に放送する装置です。



走行しながら地中空洞を探査する車両を視察(6月20日ジオ・サーチ株)

#### 地中空洞の探査技術

道路などの調査診断を手掛ける企業を訪問し、空洞探査技術により道路の陥没を未然に防ぐ取組などについて、関係者から説明を受けました。

震災に備え、都

市インフラの危険要因を的確に把握

し、防災・減災対策に生かす取り組みの必要性につい

て意見交換しまし

た。



参加団体と活発な意見交換  
が行われた(6月25日市会議室)

#### 活発な議論で 政策を実現!

##### 「政策懇談会」を実施

##### 「中学校における昼食のあり方検討」—モデル校で実施

公明党市会議員団と市民団体や業界団体代表が意見交換する「政策懇談会」を6月下旬に行いました。参加した約30団体から寄せられた様々な提案は、来年度の予算要望に反映するほか、市議団の今後の施策に活かします。

#### 資源ごみの持ち去りに罰金

古紙など資源物の持ち去りに罰金(20万円)を科す「横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正案が賛成多数で可決されました。横浜市は、資源ごみの分別回収を推進するため回収量に応じて自治会・町内会などに奨励金を支払っていますが、契約していない業者が古紙などを持ち去ってしまう事案が頻発。警察に通報しても被害品の特定が難しく、窃盗容疑での立件が困難でした。この改正により、"持ち去り"を抑止することが期待されます。



公明党市会議員団は協力校の一つを訪ね、再加熱カート方式の昼食提供の模様を視察しました。今回のモデル実施も参考に、「横浜方式のスクールランチ」にふさわしい提供内容や方法を検証していきます。



(7月2日 鶴見区・矢向中学校)

## 市民の知恵を行政に活かします。

\*1面より\*

#### <条例の主なポイント>

##### ①NPOだけでなく町内会・各種法人も実施主体

従来の市民協働がNPO法人を中心とした制度と受け取られていた傾向があるため、自治会・町内会や企業も実施主体として明確に定めることにしました。このことにより、平成23年に制定した「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」の趣旨を具体化するものとなっています。

##### ②民間側からも提案できる制度

「協働推進の基本指針」でも地域課題に限った提案制度が掲げられていましたが、今回は地域課題に限らず民間側から市民協働について提案できる制度を規定しました。このことにより、常に行政革新が図られることになります。

##### ③市の財政支援を明確化

「市民公益活動」には市民活動推進基金からの助成とともに、「市民協働事業」には公益上必要な負担を横浜市が負うことを明確にしました。その負担は必要最小限のものとすることも規定しました。

##### ④協働契約を締結

行政と民間が対等な立場に立って市民協働事業を実施するために、基本的事項を契約によって定めることを規定しました。

##### ⑤自主事業を保障

民間が自立的に市民協働事業を行うためには、その財政的な基盤が必要になってきます。そのため、市民協働事業に支障とならない範囲で、自主事業を認めました。自主事業は、その民間の本来業務に限られるものではありません。

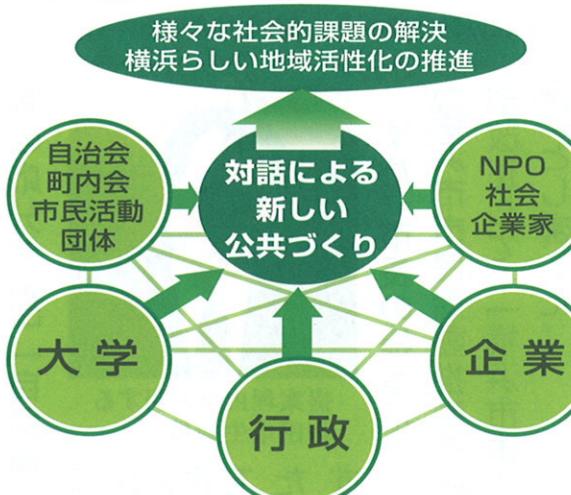
##### ⑥中間支援組織の育成

市民協働がスムーズに展開されるためには、市民や町内会・企業や法人に的確なアドバイスをする中間支援組織の存在が必要です。その中間支援組織を、市をはじめ、民間も一緒になって育成していくことを規定しました。



横浜市「市民協働条例」案に対する、ご意見を募集しています。

#### 【協働のイメージ】



#### <条例改正への経緯>

- 平成23年 6月中旬 条例案要綱を議会局法制課に提示
- 10月上旬 条例原案の完成
- 市民活動団体と意見交換
- 平成24年 2月中旬 市民活動推進条例の全部改正による市民協働条例案を作成
- 市民活動団体と意見交換
- 5月上旬 条例に関するパブリックコメントのお知らせを、市内30万世帯に配布
- 5月下旬 新しい協働を考える会主催のラウンドテーブルで意見交換
- 6月8日 市民意見を基に、原案を修正し、市民協働条例案を上程
- 21日 横浜市会本会議で議決

#### 市民協働とは

市民活動団体や自治会・町内会、企業などが行政の支援を受け、子育て、介護、福祉、街づくり、イベント等の公共的・公益的な事業・活動を行うことです。

# 平成24年第2回市会定例会から

## 「多世代・地域交流型住宅」を郊外部団地等の再生に生かせ

超高齢社会に強く求められる世代間や地域のつながりを創り出す住まいの一つである「よい」は「多世代・地域交流型住宅」の整備促進の考え方について質問しました。

林文子市長は、「環境未来都市や市高齢者居住安定確保計画などに位置づけ、今後、市有地の活用に加え、使用されなくなった社宅などの民有資産の活用を含め、事業手法を幅広く検討しながら進めていく」と答弁しました。

また、郊外部団地等へのまちづくりに生かすべきとの質問に対し、市長は、「現在進めているプロジェクトの効果を検証し、高齢者の住まいの施策を展開するとともに、子育て世代を含めた多世代が住みたいと思える、魅力ある団地の再生に取り組んでいく」と答弁しました。

## 「防災・減災の取組強化を」

大災害が起きた場合の帰宅困難者を発生させないための対策、避難所となる体育馆の耐震化や市民の声を反映した防災拠点の備蓄、学校に留め置かれる児童・生徒のための備蓄、ペットの防災対策、社会資本の老朽化に対する本市の取組等について質問しました。

市長は、「(帰宅困難者が発生しないよう)速やかに情報発信する」「(備蓄について)地域の御意見を反映できるよう努める」「ペット対策の取組が広がるようにしていく」「学校、道路や橋梁などの耐震対策を積極的に進めていく」と答弁しました。

また、横浜市民の死因の第3位である脳血管疾患の救急医療体制に関して、本年5月から開始された病院ごとの治療実績の公表を継続するとともに、市民への予防啓発を強化するよう訴えました。

## 《委員会構成等の役員改選》

引き続き、「市会運営委員会」副委員長として、円滑な市会運営を目指すとともに市会運営上のさまざまな問題について対応します。また、「横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会」に所属し、市会の自主的・自立的な改革を一層推進していく上で、市会議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、横浜市基本条例の制定に関する調査・検討を行います。

新たに常任委員会として「建築・都市整備・道路委員会」に所属して、都市計画、住宅政策、総合交通計画、駐車場対策、市街地開発事業、道路や橋りょうの整備、河川の整備、交通安全対策、放置自転車対策などについて取り組みます。おかげさまで、横浜市会議員として10年目を迎えました。これからも、活力ある地域のため、元気な横浜を築くため、私はさらに、人の中へ、ヨコハマ中を駆けめぐつてまいります!

お気軽に何でもご相談下さい

**市民  
相談**

横浜市会議員（緑区選出）

**高橋まさはる**

電話：929-5305 FAX：931-8798

<http://www.masaharu.info/>

〒226-0011 横浜市緑区中山町 320-5

